

# 赤羽根小学校いじめ防止基本方針

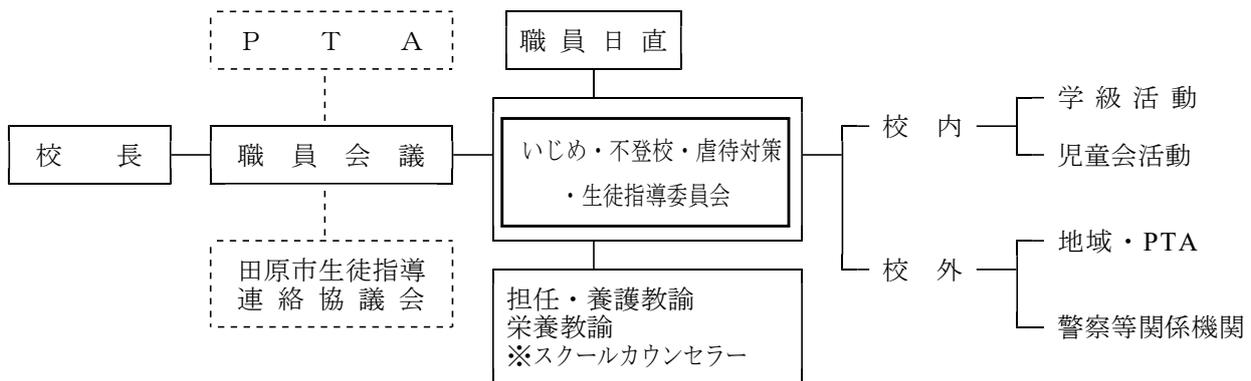
田原市立赤羽根小学校

## 1 学校いじめ防止に関する基本的な考え方

- (1) 「いじめ」は、だれにでも、どこでも起こりうるという基本認識のもと、全教職員で全児童の様子を見守り、「いじめ」を発見したときは、報告し合い、組織として対応する。
- (2) 「いじめを起ささない」ような雰囲気作りを行っていくとともに、「いじめを起ささない」ために、見えやすい環境作りをし早期発見に努める。また、「いじめが起きた」場合は、被害児童の思いを最重要視し、素早く毅然と対処するとともに、校内だけで対処できない場合は、教育委員会や外部機関に連絡し、連携して対処する。
- (3) 学校は、児童が教職員や友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。また、児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

## 2 いじめ防止等のための組織

校長の指導のもとに、全職員で、いじめ・不登校対策委員会を組織する。児童の様子を的確に把握するとともに、関係諸機関とも必要に応じて連絡を取り、「いじめ防止・対策」に努める。



いじめ・不登校・虐待対策・生徒指導委員会・・・全職員（年間11回）  
（緊急的な組織・・・必要なときに必要な関係者を招集する）

## 3 いじめ防止等に関する具体的な取り組み

### (1) いじめの未然防止のために

- ① 学校生活のあらゆる場面において、一人一人の児童と心が通じ合えるように働きかけ、自分の力で問題や悩みを解決し、自己実現を図れるように援助する。
- ② 共感的人間関係を基盤にし、学校が「心の居場所」となるように努める。
- ③ 自主性や他者と関わる能力を高めるとともに、勤労を尊ぶ心、社会的連帯感や思いやりの心を育てる。
- ④ 職員の共通理解を図り、一貫性のある指導を行うとともに、保護者・地域との連携を強化する。
- ⑤ 情報モラル教育を推進し、児童がネットいじめの加害者や被害者とならないような指導を行う。

(2) いじめの早期発見のために

- ① 教育相談（随時）や生活アンケート（年間3回）を定期的に行い、児童の心をつかむ。
- ② 生活日記、連絡ノート、学級活動、縦割り班、通学団会などの場から子どもたちの生活の実態を把握し、常に学校、家庭・地域が連携して指導に当たる。
- ③ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

(3) いじめが起こった場合の対処・措置

- ① いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に、素早く的確に対応する。
- ② 被害児童のケア等を最優先に行い、被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー、教育サポートセンター、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ⑤ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ⑥ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(4) 重大事態への対応

- ① 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に連絡し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- ② 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- ③ 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切な情報を提供する。

※重大事態とは・・・（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

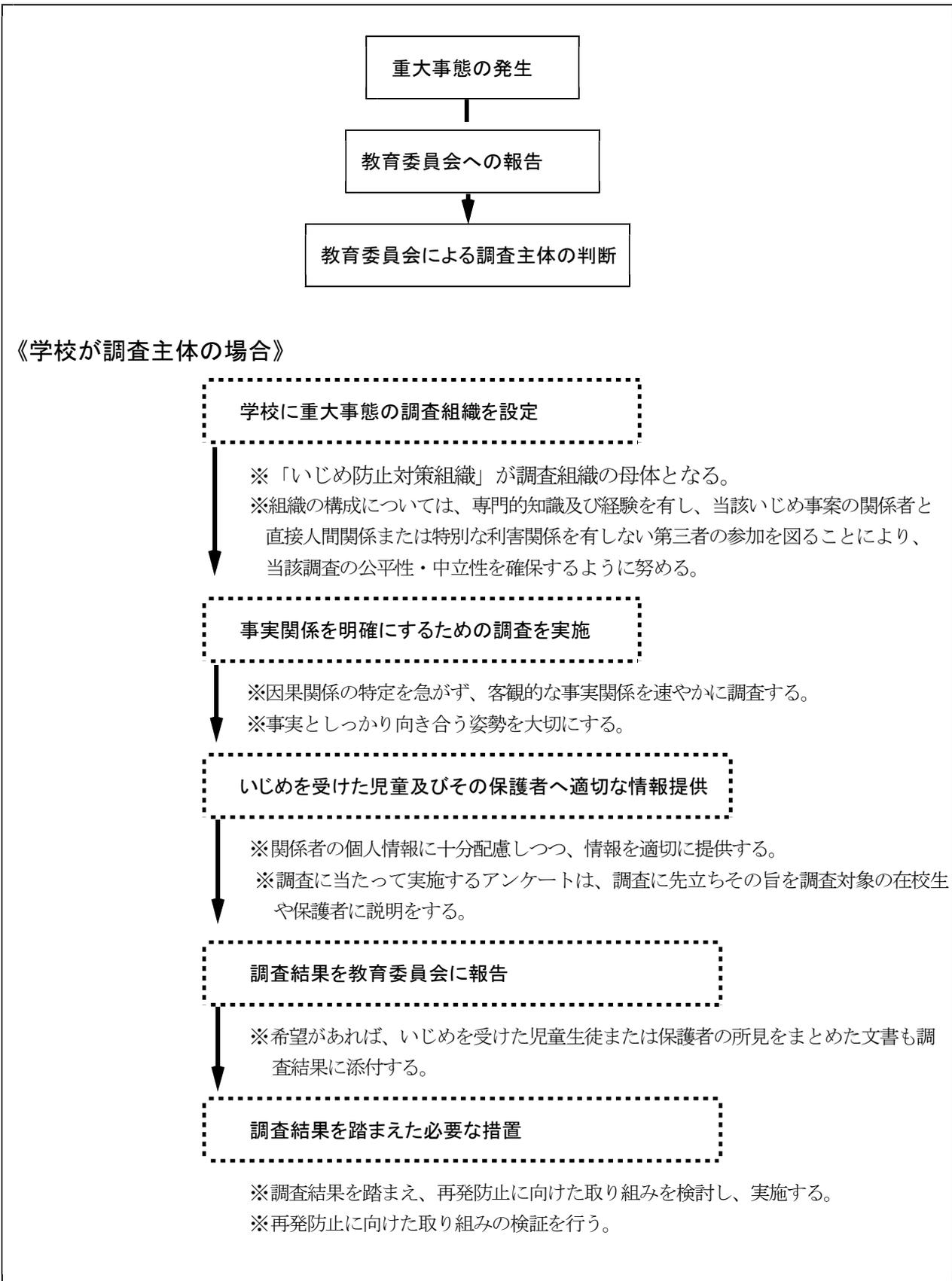
(5) 学校の取り組みに対する検証・見直しについて

- ① 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- ② いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に2回実施（6月、12月）し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

(6) その他

- ① いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- ② 「学校いじめ基本方針」は、4月のPTA総会のときに保護者へ知らせる。
- ③ 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

《重大事態の対応フロー図》



《年間計画》

	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室やS Cの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○あかほに探検隊（縦割り班）	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定	○PTA委員会① ○PTA総会での「学校いじめ基本方針」の説明 ○家庭訪問
5月		○現職研修「児童生徒理解と学級づくり」	○運動会		○PTA委員会②
6月	↓ C	○情報モラル指導（ネットモラル） ○学校保健委員会	○生活アンケート	○学校評議員① ○PTA委員会③ ○学校公開日	
7月		○ボディーボード体験	○教育相談週間①	○祖父母学級 ○保護者会	
8月	A ↓	○中間評価→検証			
9月	P ↓		○身体測定		
10月	D ↓	○現職研修②（ケーススタディ）	○「心のアンケート（いじめアンケート）」	○PTA委員会④	
11月	↓ C ↓ A	○ダンス&ミュージック ○学校保健委員会	○教育相談週間②		
12月		○「学校評価アンケート」の実施 ○人権週間（講話） ○赤い羽根募金活動	○生活アンケート	○保護者会 ○学校評価アンケート	
1月	A ↓	○「学校評価アンケート」の検証	○身体測定		
2月	↓ P ↑	○学校自己評価	○生活アンケート	○PTA委員会⑤	
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○卒業生を送る会	○教育相談週間③	○学校評議員会②（「学校自己評価」評価）
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○なかよし集会（児童会） ○分かる授業の充実	○健康観察・出欠確認の実施 ○S Cによる相談 ○日記指導	○「赤小だより」による地域への情報発信

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。